

明和町社会福祉協議会 赤い羽根共同募金配分金助成要綱

（目的）

第1条 この要綱は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、多世代交流活動をする福祉団体や、ボランティア団体を支援することを目的とし、明和町社会福祉協議会が行う赤い羽根共同募金配分金助成の基準及び手続きについて定める。

（対象団体）

第2条 助成対象となる団体は、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 町内で、地域福祉推進を目的として活動している地域福祉団体、ボランティア団体。
- （2） 活動の実績、内容及び財務状況を公開できるもの。
- （3） 1年以上活動実績があるもの。ただし、必要と認める場合はこの限りではない。

（対象事業）

第3条 助成対象事業は、①②を満たすものとする。

- ① 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動事業
- ② 多世代交流を目的とした事業

2 前項に掲げる事業であっても、次の各号に該当する事業は対象外とする。

- （1） 国、地方公共団体が実施し、その責任が属するとみなされる。
- （2） 営利を目的とする。
- （3） 特定の政党に利益をあたえる。
- （4） 特定の宗教の活動、手段、布教に関する活動。

（申請）

第4条 助成をうけようとする団体は、本会が提示した期日までに赤い羽根共同募金配分金申請書（様式1）に必要事項を記入し、本会が定めた関係書類を提出すること。

（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、団体、事業の目的を達成するために、直接関係する経費とする。

2 交際費、慶弔費、積立金、他の団体への負担金及び助成金、予備費などは対象外とする。

- 3 事業の目的を達成するためであっても、個人へ給付する飲食費や金券にあたるものは一人当たり 1,000 円以内とする。また、レクリエーションを目的としたテーマパークの経費については、行き先を県内に限定し、尚且つ自己負担を求めなければならない。
- 4 備品の購入にあたっては、その事業の目的を達成するための物であり、他から借用して充当できないものとし、購入後5年以内に売却・貸与してはならない。又、処分する場合は、委員会へ報告したうえで受配シールをはがし適切に処理する事。

(審査決定及び助成金の交付)

第6条 会長は、申請があった時は、必要に応じて調査をし、審査決定の上、配分決定通知書(様式2)を申請者に送付し、赤い羽根配分申請書(様式1)にもとづいてすみやかに交付する。

(事業完了報告)

第7条 配分を受ける団体は、事業完了後、速やかに実施報告書(様式3)に支出を証明する書類を添付し、本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、必要があると認めるときは、配分を受ける団体に対し調査をおこなうことができる。

(助成の明示)

第8条 助成を受ける組織は、実施する事業が「赤い羽根共同募金配分事業」であることを、次に掲げる方法等により周知する。

- (1) 事業の開催を広く周知するための案内チラシ等に「赤い羽根共同募金配分事業」と表記すること。
- (2) 購入した機器等には、共同募金受配シールを貼付すること。
- (3) 組織の発行する広報等で「赤い羽根共同募金配分事業」について報告すること。

- 2 配分を受けた組織の事業内容等については、共同募金運動啓発のためのチラシや広報、赤い羽根データベース「はねっと」に公表するものとする。

付則

この要綱は、令和5年5月12日より施行する。

この要綱は、令和5年5月31日より施行する。